

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は、埼玉縣市町村職員共済組合です。

共済組合では、大きく分けて3つの事業を行っています。

- 組合員である職員とその家族の病気・怪我・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」
- 職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」
- 健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。掛金及び負担金の率は法律で定められており、令和元年度は1,077,213千円の負担金を支出しました。

(3) 公務災害認定件数

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法により規定されています。

令和元年度に公務災害と認定された件数は、5件（正職員5件）でした。